

高松市体育協会事務局処務規程

第1条 高松市体育協会事務局処務については、別に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

第2条 事務局における処務事項は、次のとおりとする。

- (1) 文書の収発に関すること
- (2) 物品の保管に関すること
- (3) 会計事務に関すること
- (4) 事業の計画立案に関すること
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項の処理に関すること

第3条 事務局に事務局長1名、書記その他の職員若干名をおく。

第4条 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理し、職員を指揮監督する。

第5条 職員は局長の命をうけ、分担事務を処理する。

第6条 事務処理は、すべて局長を経て会長の決裁を得なければならない。

- 2 会長に事故あるときは、副会長の代決を経なければならない。

第7条 文書の取扱いについては高松市処務規定を準用し、旅費の支給については高松市職員旅費支給を準用する。

附 則

この規定は昭和39年12月11日から施行する。